



ハツ ボウ チョウ
八 峰 町

「白神の自然と人とで創るやすらぎのまち」



合併期日	平成18年3月27日	合併の方式	新設
合併関係市町村	八森町、峰浜村		

所在地	山本郡八峰町八森字中浜63番地
電話	0185-77-2111
FAX	0185-77-3569
ホームページ	http://www.town.happou.akita.jp
Eメール	somu@town.happou.akita.jp

面積	234.19	km ²	(H12国土地理院調査)
内訳	112.62	km ²	八森町
	121.57	km ²	峰浜村

人口	9,698	人	(H12国勢調査)
内訳	4,726	人	八森町
	4,972	人	峰浜村

世帯数	2,996	世帯	(H12国勢調査)
内訳	1,566	世帯	八森町
	1,430	世帯	峰浜村

<p>位置・地勢</p>	<p>秋田県の最北部に位置し、東西が約19km、南北が約24kmで、東は世界自然遺産「白神山地」の登録地を有する藤里町、南は能代市、西は日本海、北は青森県に接している。</p> <p>広大な森林は、白神山地の山麓を形成し、その一部は「秋田白神県立自然公園」に指定されている。</p> <p>北側は山々が海岸線にせまり、南に行くほど平野が広がっている。全体の10%程度である農地の大部分は峰浜地域にある。海岸線は、南半分が砂丘、北半分は起伏に富む岩礁に覆われ、その海岸美は「八森岩館県立自然公園」に指定されている。夏の海水浴シーズンには、多くの観光客でにぎわっている。このように山と海との2つの県立自然公園を有し、多くの自然に恵まれた風光明媚なところが八峰町の特徴になっている。</p> <p>気候は、四季の移り変わりが明瞭で、年間の平均気温は10℃前後である。冬は、低温で日本海側特有の北西の強い季節風が吹き、積雪は平野部で10～50cm、山間部では100cm以上になる。積雪量は少ないものの、横なぐりの吹雪となる日が多く、交通機関に影響を及ぼす場合もある。</p> 
--------------	---

<p>産業・観光</p>	<p>八峰町の主な産業は農業と漁業である。農業は稲作や野菜のほか、菌床しいたけがあり東北有数の産地になっている。また、砂丘地を利用した峰浜梨も有名である。漁業では「秋田名物八森ハタハタ…」と秋田音頭にうたわれるハタハタが有名である。</p> <p>観光では、日本海と白神山地という恵まれた観光資源があり、「あきた白神体験センター」では、海辺の生き物観察やニツ森登山など、海と山の自然体験メニューを地元のNPOやガイドが協力して行っている。リニューアルした温泉施設ハタハタ館と連携して、八峰町の体験型観光の拠点として運営されている。産直施設の「おらほの館」と「ぶりこ」では、八峰町の自然に育まれた農産物や海産物を新鮮なまま購入出来る。</p>
--------------	--



あきた白神体験センターとハタハタ館

組織 (合併後初代)	町長	助役	収入役	議長	副議長
	加藤 和夫	佐々木 正憲	—	阿部 栄悦	須藤 正人
	H18.4.23～	H18.6.23～	—	H18.4.23～	H18.4.23～

行政 施策	施策の大綱
	<ol style="list-style-type: none"> 1 豊かな自然と共生するまちづくり 2 快適で安全な暮らしを支えるまちづくり 3 笑顔がこぼれるやすらぎのまち 4 自然と人々が創る活力ある産業のまちづくり 5 彩り豊かな文化と人づくり 6 ふれあいと連帯を広げる地域づくり



町の木「ぶな」



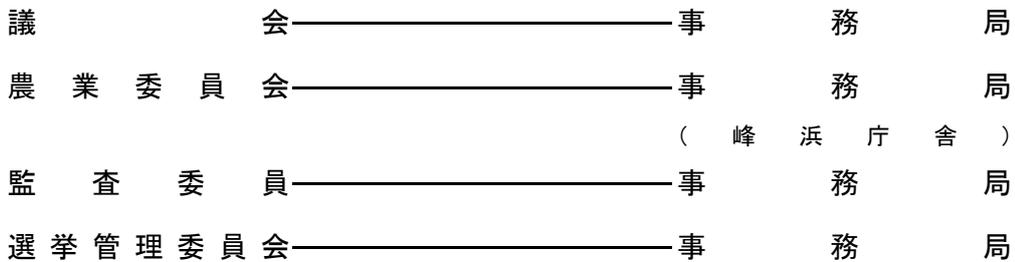
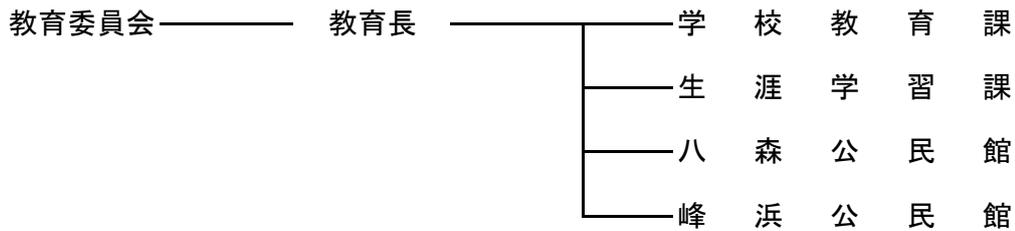
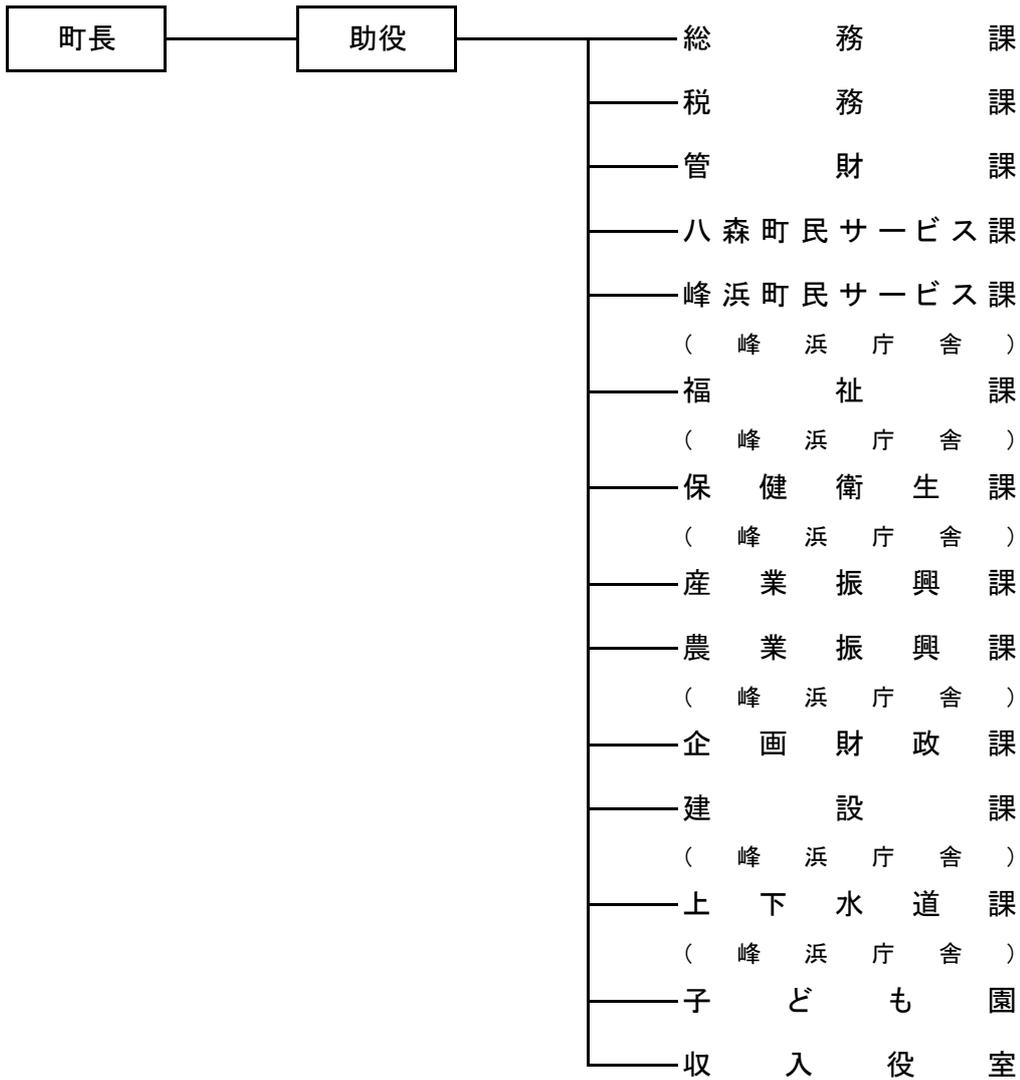
町の花「かたくり」



町の鳥「かもめ」



町の魚「はたはた」



1 合併関係市町村の沿革

八森町:昭和 29(1954)年 10 月に町村合併促進法のもと、秋田県の第 1 号として八森村と岩館村の 2 村が合併して誕生した。

峰浜村:昭和 30(1955)年 4 月に町村合併促進法のもと、沢目村と埴川村が合併して誕生し、その後、昭和 32(1957)年 4 月に比八田、外荒巻、鳥形の 3 集落が分村して能代市に編入した。

平成 18(2006)年 3 月 27 日、上記1町1村が新設合併し、「八峰町」が誕生した。

2 合併関係市町村間のつながり

2 町村は、古くから産業・交通の面で人々の往来があり、その中で歴史が積み重ねられてきた経緯がある。

また、隣の能代市に通勤・通学する人が多く、日常生活圏も共通している。

行政の面では、特別養護老人施設の運営や、小中学校給食の調理場運営を共同で行ったり、消防やゴミ処理では同じ一部事務組合に参加し、共通する行政課題に対処している。



手這坂

3 合併に向けた動き

能代山本地域では、能代市、琴丘町、二ツ井町、八森町、山本町、八童町、峰浜村の7市町村が平成16年5月17日に「能代山本市町村合併協議会」を設立して、合併協議を進めてきたが、同年12月10日第14回協議会において、能代市が8月30日に決定された新市名「白神市」の再考案として「能代市」を提案。賛成少数で否決となり、能代市長が会長職を辞任するとともに同市の合併協議会からの離脱を表明し、平成17年1月28日能代山本市町村合併協議会の廃止が決定した。

平成16年12月の能代市の合併協議会離脱後、地域住民の生活を守るためにも合併は必要と考えていた八森町と峰浜村は、平成17年1月31日、両町村議会の議決を経て、翌、2月1日に「八森町峰浜村合併協議会」を設置し、以降、両町村の制度の調整、新町建設計画の作成等、短い期間の中でも鋭意協議を重ねた。

平成17年	1月24日	八森町と峰浜村の2町村で合併することを表明
	2月1日	八森町峰浜村合併協議会を設置
	2月9日	第1回合併協議会を開催 (以降、全15回の合併協議会を開催)
	3月23日	県知事が立ち会いのもと合併協定書に調印
	3月24日	八森町、峰浜村両議会で廃置分合関連議案を可決
	3月28日	県知事へ廃置分合を申請
	4月27日	県議会で廃置分合議案可決
	5月6日	県知事が廃置分合を決定、総務大臣に届出
	5月26日	総務大臣の告示
平成18年	3月27日	八峰町誕生

4 合併協議の概要

平成 17 年	2 月 1 日	八森町峰浜村合併協議会を設置 会長 峰浜村長 芹田正嗣 副会長 八森町長 加藤和夫 委員 19 名
	2 月 9 日	第 1 回八森町峰浜村合併協議会にて次の項目を確認 ・合併の方式 ・新町の事務所 ・財産及び債務の取扱い ・地域審議会等の取扱い
	2 月 20 日	第 2 回八森町峰浜村合併協議会にて次の項目を確認 ・合併の期日 ・議会の議員の定数及び任期の取扱い ・農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い ・地方税の取扱い ・一般職の職員の身分の取扱い ・特別職の身分の取扱い ・条例・規則等の取扱い ・事務組織及び機構の取扱い ・一部事務組合等の取扱い ・新町建設計画（素案）
	2 月 27 日	第 3 回八森町峰浜村合併協議会にて次の項目を確認 ・使用料・手数料等の取扱い ・公共団体等の取扱い ・補助金・交付金等の取扱い ・慣行の取扱い ・国民健康保険事業の取扱い ・介護保険事業の取扱い ・消防団の取扱い ・行政区の取扱い ・電算システム事業 ・新町建設計画（原案）
	3 月 4 日	第 4 回八森町峰浜村合併協議会にて次の項目を確認 ・新町の名称の取扱い ・各種事務事業の取扱い
	3 月 11 日	第 5 回八森町峰浜村合併協議会にて次の項目を確認 ・農業委員会の委員の取扱い ・新町建設計画（最終案）
	3 月 19 日	第 6 回八森町峰浜村合併協議会にて次の項目を確認 ・新町の名称
	3 月 23 日	合併協定書に調印
	8 月 4 日	第 10 回八森町峰浜村合併協議会にて次の項目を確認 ・新町の組織機構の取扱い

平成 17 年	10 月 6 日	第 11 回八森町峰浜村合併協議会にて次の項目を確認 ・ 町の木・花・鳥・魚について
	12 月 5 日	第 12 回八森町峰浜村合併協議会にて次の項目を確認 ・ 国民健康保険事業の取扱い ・ 行政区の取扱い
	12 月 12 日	第 13 回八森町峰浜村合併協議会にて次の事項を確認 ・ 新町の組織機構の取扱い
平成 18 年	1 月 25 日	第 14 回八森町峰浜村合併協議会にて次の事項を確認 ・ 新町の町章について
	3 月 10 日	第 15 回八森町峰浜村合併協議会にて次の事項を確認 ・ 合併協議会の解散について ・ 八峰町長職務執行者について



合併協議会

① 合併の方式

同規模の2町村の合併であるため、「新設合併」を前提に合併協議が進められ、第1回合併協議会で確認した。

② 合併の期日

第1回合併協議会において、期日を指定しない提案がされたが、正副会長の腹案を求められ、平成18年3月末とする提案がされた。委員の中からは、「事務的に間に合えば期日は早い方がよい。」「十分時間を尽くして協議を進めた方がよい。」と意見が分かれ、継続審議となった。第2回合併協議会で、事務作業に十分な時間をとり、各種の調整を図るとして、「平成18年3月27日」とすることを確認した。

③ 新町の名称の取扱い

新町の名称については、第1回合併協議会において、住民の意向を反映させるため、公募を行い、上位10点から協議会で選定する方法が提案され了承された。

町名の募集は平成17年2月16日から28日の間に行われ、1,650通の応募があった。平成17年3月4日第4回合併協議会において「あきた白神町」「海峰町」「白神町」「八森町」「八森峰浜町」「八峰町」「水の森町」「南白神町」「峰八町」「森浜町」の上位10点が報告され、委員の投票により「あきた白神町」「白神町」「八峰町」「南白神町」「森浜町」の5点に選ばれた。その後、この5点を対象に住民アンケートを実施し、得票の一番多い名称を新町の名称とすることを確認した。

住民アンケートは中学生以上の住民8,675人を対象に発送され、平成17年3月9日から15日の間に回収、総回答数3,638票(41.9%)のうち1,503票(41.3%)を得票した「八峰町(はっぼうちょう)」が選ばれ、平成17年3月19日第6回合併協議会で決定した。

④ 新町事務所の位置の取扱い

第1回合併協議会において、
「八森町字中浜63番地(現八森町役場)とし、将来、新町において社会情勢及び住民の意向によりその位置の検討を行うものとする。」
ことを確認した。

⑤ 財産の取扱い

第1回合併協議会において、
「2町村の所有する財産、公の施設及び債務は、すべて新町に引き継ぐものとする。なお、現在ある財産区は、新町においても存続するものとする。」
ことを確認した。

⑥ 議会議員の任期及び定数の取扱い

第 1 回合併協議会において、定数を 18 名とする案が出されたが、各委員から 14 名、16 名、在任特例など意見が出たため、両町村の議会の意見をまとめた上で継続審議することを確認した。

第 2 回合併協議会において両町村議でまとめられた意見が出され、「八森町側は定数 16 の設置選挙で在任特例は使わない。」ことを提案。峰浜村側は「16 名の設置選挙で、3 カ月の在任特例。」を提案した。民間委員からは定数 14 名の意見が多く、挙手による採決の結果、「定数 16 名で設置選挙を行い、在任特例は使わない。」ことで最終的に確認した。

⑦ 農業委員会委員の任期及び定数の取扱い

第 1 回合併協議会において、両町村の農業委員会から意見を出してもらい、再度協議することを確認した。その後、第 5 回合併協議会で、農業委員会から「在任特例と適用し、任期を平成 18 年 6 月 30 日までとし、定数は 13 人とする。」という意見が出された。委員からは「議会議員と同じように在任特例を適用しない。」という意見が出されたが、農業委員会の委員の業務の特殊性や、農地に関する許認可、証明業務が 4, 5 月に空白となるのは農家への影響が大きいことから、在任特例を認めることを確認した。

⑧ 地方税の取り扱い

地方税については、両町村の税率に違いが無かったため、第 2 回合併協議会で現行どおりとすることを確認した。

⑨ 一般職の職員の身分の取扱い

一般職員の身分の取扱いについて、八森町、峰浜村の一般職の職員は、すべて新町の職員として引き継ぐものとし、職員の「定員適正化計画」を新町において速やかに策定し定員管理の適正化に努めること、職員の職名については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から合併時まで調整すること、職員の給与については、国の基準及び類似団体を参考に給料表の取扱いを含め合併時まで調整することを、第 2 回合併協議会において確認した。

⑩ 新町建設計画

新町建設計画については、第 2 回合併協議会で素案が示され、第 3 回に原案、第 5 回に正案と 3 回にわたり協議、修正を重ね、平成 17 年 3 月 11 日の第 5 回合併協議会で正案として確認した。平成 17 年 3 月 14 日に県知事に提出、平成 17 年 3 月 22 日に承認された。

⑪ 特別職の職員の身分の取扱い

第2回合併協議会において、常勤の特別職については、

「町長、助役、収入役及び教育長の設置・任期等については、各法令の定めるところによる。給与の額等については、現行額及び類似団体の例を参考に合併時までに調整をする。新町の町長職務執行者については、2町村の長が別に協議して定める。」

こと、非常勤の特別職についても

「設置・人数・任期については、法令等の定めるところにより合併時までに調整する。報酬については、現行の報酬額及び類似団体の例を参考に合併時までに調整する。」

等の案のとおりとすることを確認した。

⑫ 条例・規則の取扱い

条例、規則等の取扱いについては、合併協議会で協議・確認された各種事務事業の調整方針の内容に基づき、

- (1) 合併時に即時制定し、施行するもの
- (2) 合併後においても、一定の地域に暫定的に施行するもの
- (3) 合併後において、逐次制定し、施行するもの

に区分して調整する方針が示され、第2回合併協議会で確認した。

⑬ 機構及び組織の取扱い

機構及び組織の取扱いについては、「地域住民が利用しやすく、わかりやすい組織機構」「簡素で効率的な組織機構」など6つの方針に基づき整備することを第2回合併協議会で確認した。

⑭ 使用料・手数料の取扱い

使用料、手数料等の取扱いについては、第2回合併協議会で

「(1) 2町村同一の使用料、手数料等については、現行のとおりとする。

(2) 2町村で違いのある使用料、手数料等については、新町における住民の一体性の確保を図るとともに、住民負担の公平の観点から、原則として合併時までに統一する。」

との基本方針が示された。

また、簡易水道、公共下水道、農業集落排水事業等、これらに関する使用料等については、現行のとおりとし、新町において水道及び下水道事業計画を策定し、新たな料金体系を構築することを確認した。

⑮ 一部事務組合等の取扱い

第2回合併協議会において次のとおり確認した。

「【一部事務組合】

2町村は、能代山本広域市町村圏組合、能代地区消防一部事務組合、山本郡養護老人ホーム組合、秋田県市町村総合事務組合及び秋田県市町村会館管理組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新町において合併の日に当該組合に加入する。

なお、今後の市町村合併の推移によっては関係市町村との協議により対応する。

【土地開発公社】

2町村は、秋田県土地開発公社の設立団体から、合併の日の前日をもって脱退し、新町において合併の日に出資団体として加入する。

【第三セクター・公社】

2町村が出資する第三セクター・公社については、権利と義務はすべて新町に引き継ぐものとする。

なお、新町において民営化や整理・統合について検討する。」

⑯ 町字名の取扱い

町字名の取扱いについては、第6回合併協議会において新町名が決まった後に協議され、八峰町の後に旧町村名を付けて、大字以下は現行どおりとすることを確認した。

5 合併協定書の調印

平成 18 年 3 月 23 日 15 時 30 分より、八森町「ファガス」において合併協定調印式が行われ、来賓、合併協議会委員が見守るなか、八森町長、峰浜村長が署名調印、続いて特別立会人として県知事が署名、その後合併協議会委員が立会人として署名した。



合併協定調印式

6 法的手続き

① 合併関係市町村議会での関係議案の議決等

合併協定書の調印後、以下の廃置分合関係 4 議案

- ・ 廃置分合
- ・ 財産処分
- ・ 議会議員の定数
- ・ 農業委員会委員の任期の特例

は、いずれも平成 18 年 3 月 24 日に両町村議会で可決された。

② 廃置分合申請

平成 17 年 3 月 28 日、2 町村長が県知事に対し、地方自治法第 7 条第 1 項の規定に基づく廃置分合申請書を提出した。

③ 県議会での議決

廃置分合申請書の提出を受けた県知事は、平成 17 年秋田県議会 2 月臨時会に廃置分合議案「議案第 140 号 町村の廃置分合について」を提案、同議案は、平成 17 年 4 月 27 日に可決された。

④ 県知事の決定・総務大臣への届出

廃置分合議案の可決後、県知事は平成 17 年 5 月 6 日付けで町村の廃置分合を決定し、同日付けで総務大臣に届け出た。

⑤ 総務大臣告示

総務大臣は、平成 17 年 5 月 26 日付け総務省告示第 620 号により告示した。

7 新町移行までの諸準備

県への廃置分合申請を済ませた 2 町村では、新町への円滑な移行に向け、下記の手続きを進めた。

① 町長職務執行者の決定

平成 18 年 3 月 10 日第 15 回合併協議会（最終回）において、2 月 17 日に両町村長が協議し、町長職務執行者に八森町助役の千葉良一（八森町助役）を充てることを報告した。

② 新町章の決定

平成 17 年 6 月 14 日第 9 回合併協議会において公募のための募集要項が報告され、平成 17 年 7 月 1 日から 8 月 31 日の期間で募集した。全国から 268 作品の応募があり、専門家による一次選考で 63 作品が選ばれた。平成 17 年 10 月 6 日第 11 回合併協議会において、委員による 2 次選考会が行われ、10 作品が選ばれた。その後、平成 17 年 12 月 5 日第 12 回合併協議会において、専門家により類似の登録商標が無いことが確認された 4 作品を対象に投票が行われ、19 票中 13 票を獲得した和歌山県の男性の作品が選ばれた。

この作品は、「八峰町」の「八」をモチーフにデザイン化され、「グリーン」で白神の豊かな大地を、「ブルー」で日本海の怒涛を、「オレンジ」で明るく活力ある未来がイメージされていて、培われた歴史や文化と共存・共栄し、「白神の自然と人とで創るやすらぎのあるまち」を目指し、大きく飛躍していく姿を表現している。

③ 電算システムの統一

平成 17 年 2 月 27 日第 3 回合併協議会において「住民の生活や町政運営に支障のないよう、新町発足時に稼働が必要なシステムの統合を図るものとする。また、その他のシステムについては、新町において、段階的な統合を進めるものとする。」ことを確認。住民情報システム、内部情報システム（財務会計、グループウェア等）、ネットワークシステム等を新規に構築することになった。システムについては、必要最小限の機能に抑え、短い期間で構築できるようにした。

システム統合は合併前には完了し、合併当日も問題なく稼働した。

④ 例規の整備

平成 17 年 2 月 20 日第 2 回合併協議会における「条例・例規等の取扱いについて」の調整結果に基づき整備を進め、新町発足時に条例 157 件、例規等 251 件が、町長職務執行者によって先決処分された。

⑤ 閉庁式

閉庁式は平成 18 年 3 月 24 日にそれぞれ開催され、八森町では文化ホール「ファガス」に職員が集合し、町長が「51 年 6 ヶ月間先輩がたが作り上げた歴史を引き継ぎ、みんなの知恵と工夫と能力を大いに発揮し、八峰町の発展に尽くして欲しい。」と挨拶、その後庁舎前に戻り「八森町役場」の銘板を下ろした。

峰浜村では職員が見守るなか「峰浜村役場」の銘板を下ろした後、役場庁舎事務室で村長が「さまざまな思いが皆さんの心の中にあると思いますが、心を切り替え、八峰町では新しいまちづくりに全力を尽くしてほしい。」と挨拶し閉庁式を終えた。



八森町閉庁

8 新町誕生後の主な動き

① 合併初日の状況

- 6:50 町長職務執行者により専決事項の決済
- 7:00 文化ホールにて職員に辞令交付
- 8:00 八森、峰浜それぞれの庁舎前で開庁式を開催。八森庁舎前では旧町村長、旧議会議員、合併協議会委員、地域振興局長などの来賓が出席し、テープカットと銘板の除幕を行った。峰浜庁舎では地域住民が見守るなか、職員が除幕を行い開庁。
- 8:30 業務開始 旧町村長から事務引き継ぎ
- 9:45 暫定委員会の教育委員会開催
- 10:00 固定資産評価委員会開催
- 10:30 消防団長、交通指導隊等の辞令交付
- 11:20 記者会見
- 13:00 農業委員会委員辞令交付
- 13:30 農業委員会開催
- 16:00 課長会議開催

② 合併記念式典

八峰町誕生記念式典は9月27日、八峰町文化ホールで開催された。

式典には来賓合わせ約200名が出席し、合併に尽力した合併協議会の正副会長には総務大臣表彰、委員の方には町長表彰が贈られた。

その後、名誉町民称号記の授与や記念講演も行われた。



八峰町誕生記念式典

③ 新町初議会

八峰町の初議会は、平成 18 年 5 月 15 日（月）午前 10 時より、八峰町文化ホールにおいて第 1 回八峰町議会臨時会（議員 16 名）が招集された。

議長、副議長を選ぶ単記無記名投票が行われ、その結果、初代議長に阿部栄悦議員、副議長に須藤正人議員がそれぞれ選出された。各常任委員会や議会運営委員会の委員も決まり、新町の執行体制が整った。

- ・ 条例制定に関する専決処分
- ・ 平成17年、平成18年度の一般及び各特別会計暫定予算
- ・ 条例改正等について
- ・ 監査委員、教育委員、固定資産評価審査委員、農業委員（議会推薦）

④ 町長選挙

八峰町長選挙は、平成 18 年 4 月 18 日告示され、2 氏が立候補した。平成 18 年 4 月 23 日に投票が行われ、4,274 票を獲得した加藤和夫が当選した。次点との差は 1,577 票、有権者数 7,760 人、投票率 90,49%であった。

⑤ 新町長による議会の招集

新町初議会に同じ。

⑥ 町議会議員選挙

八峰町議会議員選挙は、平成 18 年 4 月 18 日告示され、定員 16 名に対し 17 名が立候補した。町長選挙と同じ平成 18 年 4 月 23 日に投票が行われた。

有権者数 7,760 人、投票率 90,45%であった。

⑦ 在任特例後の議会議員選挙

在任特例なし。

⑧ 決算審査の状況

平成 17 年度旧町村の決算審査及び八峰町の決算審査については、平成 18 年 9 月議会定例会において決算特別委員会を設置し、3 分科会にわかれ、9 月 14 日、15 日、19 日の 3 日間で審査した。

最終日、委員長が報告し、全会一致で認定された。

合併協定書

八森町・峰浜村

1 合併の方式

八森町、峰浜村を廃し、その区域をもって新しい町を設置する新設合併とする。

2 合併の期日

合併の期日は、平成18年3月27日とする。

3 新町の名称

新町の名称は、「八峰町」（はっほうちょう）とする。

4 事務所の位置

新町事務所の位置は、八森町字中浜63番地とする。

ただし、将来、新町において社会情勢及び住民の意向により、その位置の検討を行うものとする。

5 財産及び債務の取扱い

2町村の所有する財産、公の施設及び債務は、すべて新町に引き継ぐ。

なお、現在ある財産区は、新町においても存続するものとする。

6 議会の議員の定数及び任期の取扱い

議会の議員の定数は16人とし、新町を1選挙区とした設置選挙を実施する。

7 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い

(1) 新町に1つの農業委員会を置く。

(2) 2町村の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、平成18年6月30日まで引き続き在任する。

(3) 在任特例適用後の農業委員会の選挙による委員の定数は13人とする。

8 地方税の取扱い

(1) 個人町民税

① 均等割については、標準税率（3,000円）とし、所得割については、現行のとおりとする。

② 納期については、4期とし、

第1期 6月1日から同月30日

第2期 8月1日から同月31日

第3期 10月1日から同月31日

第4期 翌年1月1日から同月31日とする。

③ 特別徴収については、現行のとおりとする。

(2) 法人町民税
税率等については、現行のとおり（標準税率）とする。

(3) 固定資産税

- ① 税率については、現行のとおり（標準税率）とする。
- ② 納期については、4期とし、
第1期 5月1日から同月31日
第2期 7月1日から同月31日
第3期 9月1日から同月30日、
第4期 12月1日から同月28日とする。

(4) 軽自動車税

- ① 税額については、現行のとおり（標準税率）とする。
- ② 納期については、5月1日から5月31日とする。
- ③ 標識紛失時の弁償金については、200円とする。

(5) 市町村たばこ税

税率等については、現行のとおりとする。

(6) 入湯税

- ① 税率については、現行のとおり（1人1日につき150円）とする。
- ② 課税免除等の規定については、現在課税を行っている八森町の規定のとおりとする。

(7) 鉱産税

税率については、現行のとおり（標準税率）とする。

(8) 特別土地保有税

税率等については、現行のとおりとする。

9 地域審議会等の取扱い

合併特例法の規定に基づく地域審議会及び地域自治区並びに合併特例区については、設置しない。

10 一般職の職員の身分の取扱い

- (1) 2町村の一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第9条の規定により、すべて新町の職員として引き継ぐ。
- (2) 新町における一般職の職員の定数については、2町村の職員の合計数とする。
なお、職員の「定員適正化計画」については、新町において速やかに策定し、定員管理の適正化に努める。
- (3) 職員の職名については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から、合併時までに調整する。

(4) 職員の給与については、国の基準及び類似団体を参考に、給料表の取扱いを含め、合併時までに調整する。

11 特別職の身分の取扱い

(1) 常勤の特別職

- ① 町長、助役、収入役及び教育長の設置・任期等については、各法令の定めるところによる。
- ② 給与の額等については、現行額及び類似団体の例を参考に合併時までに調整する。
- ③ 新町の町長職務執行者については、2町村の長が別に協議して定める。

(2) 議会議員及び行政委員会の委員

- ① 非常勤の特別職の職員の設置・人数・任期については、法令等の定めるところにより合併時までに調整する。
- ② 非常勤の特別職の職員の報酬については、現行の報酬額及び類似団体の例を参考に合併時までに調整する。
- ③ 公平委員会については、引き続き新町において、秋田県人事委員会へ事務を委託する。

(3) 附属機関等の委員

新町において引き続き設置する必要がある各種附属機関等の委員の数、任期、報酬額については、現行の制度を基本に合併時までに調整する。

12 条例・規則等の取扱い

条例、規則等の取扱いについては、合併協議会で協議・確認された各種事務事業の調整方針の内容に基づき、次の区分により調整する。

- (1) 合併時に町長職務執行者の専決処分により、即時制定し、施行するもの
- (2) 合併後においても、一定の地域に暫定的に施行するもの
- (3) 合併後において、逐次制定し、施行するもの

13 事務組織及び機構の取扱い

- (1) 新町の組織は、地域に根ざした行政運営と住民サービスの維持向上を図ることができるよう配慮する。
- (2) 新町の事務組織及び機構は、次の方針に基づき整備する。
 - ① 地域住民が利用しやすく、わかりやすい組織機構
 - ② 地域住民の意見が反映される組織機構
 - ③ 簡素で効率的な組織機構
 - ④ 行政課題に対応できる組織機構
 - ⑤ 指揮命令系統が明確な組織機構
 - ⑥ 緊急時に即応できる組織機構

14 一部事務組合等の取扱い

(1) 一部事務組合

2町村は、能代山本広域市町村圏組合、能代地区消防一部事務組合、山本郡養護老人ホーム組合、秋田県市町村総合事務組合及び秋田県市町村会館管理組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新町において合併の日に当該組合に加入する。

なお、今後の市町村合併の推移によっては関係市町村との協議により対応する。

(2) 土地開発公社

2町村は、秋田県土地開発公社の設立団体から、合併の日の前日をもって脱退し、新町において合併の日に出資団体として加入する。

(3) 第三セクター・公社

2町村が出資する第三セクター・公社については、権利と義務はすべて新町に引き継ぐ。

なお、新町において民営化や整理・統合について検討する。

15 使用料・手数料等の取扱い

(1) 使用料、手数料等の取扱いについては、次の方針を基本とし調整する。

- ① 2町村同一の使用料、手数料等については、現行のとおりとする。
- ② 2町村で違いのある使用料、手数料等については、新町における住民の一体性の確保を図るとともに、住民負担の公平の観点から、原則として合併時まで統一する。
- ③ 施設及び附属設備等の使用料については、施設の規模・内容等を考慮し、現行のとおりとする。

ただし、類似する施設等の使用料については、新町において統一する。

(2) 上記の基本方針にかかわらず、個別の使用料、手数料等の取扱いは、次のとおり調整する。

- ① 道路占用、法定外公共用財産、行政財産の各使用料については、新町において速やかに調整する。
- ② 公営住宅の使用料については、利便性係数を定め、平成18年度から適用する。
- ③ 簡易水道の使用料及び手数料は、現行のとおりとし、新町において水道事業計画を策定し、新たな料金体系を構築する。
- ④ 公共下水道、農業集落排水事業の使用料、手数料及び受益者分担金は、現行のとおりとし、新町において下水道事業計画を策定し、新たな料金体系を構築する。

16 公共的団体等の取扱い

(1) 2町村に共通する団体については、次のとおりとする。

- ① 新町の一体性を保つため、合併時までには統合できるよう調整に努める。
なお、合併時までには統合できなかった団体については、将来の統合に向け検討が進められるよう調整に努める。
- ② 国、県等の指導に基づき設置された団体については、関係機関の助言指導のもとに、そのあり方について協議していく。

(2) 2町村独自の団体については、原則として現行のとおりとするが、新町において均衡が保たれるよう調整する。

17 補助金・交付金等の取扱い

- (1) 2町村同一又は同種の補助金・交付金等については、できるだけ早い機会に関係団体等の理解と協力を得て、統一の方向で調整する。
- (2) 2町村で違いのある補助金・交付金等については、従来からの経緯・実績を踏まえ、新町においてそのあり方を検討する。

18 町名・字名の取扱い

- (1) 小字名とその区域は、現行のとおりとする。
- (2) 住居表示は、新町名の後に旧町村名を続ける。

19 慣行の取扱い

- (1) 町章、町の花・木・鳥・魚は、合併時までには公募し決定する。
- (2) 町民歌は新町において定める。
- (3) 町民憲章、各種宣言については、その必要性を含め新町において検討する。
- (4) 表彰制度については、新町において新たな制度を創設する。

20 国民健康保険事業の取扱い

- (1) 賦課方式については、現行のとおりとする。
- (2) 税率については、合併直前の医療費の動向や関係法令の改正状況を考慮し、平成18年度から統一する。
- (3) 課税限度額については、現行のとおりとする。
- (4) 低所得者に対する軽減割合については、現行のとおりとする。
- (5) 納期については、7月から12月までの6期とし、平成18年度から統一する。
- (6) 減免については、現行のとおりとする。
- (7) 国民健康保険運営協議会については、合併時に再編する。
- (8) 出産育児一時金及び葬祭費については、現行のとおりとする。
- (9) 出産費貸付金については、平成18年度から統一する。

- (10) 高額療養費貸付事業については、平成18年度から統一する。
- (11) 保健事業については、平成18年度から統一する。

21 介護保険事業の取扱い

- (1) 第1号被保険者の保険料等については、第3期介護保険事業計画の初年度となる平成18年度から統一する。
- (2) 普通徴収の納期については、7月から12月までの6期とし、平成18年度から統一する。
- (3) 督促手数料については、現行のとおりとする。
- (4) 延滞金については、現行のとおりとする。
- (5) 介護認定審査会は、能代山本広域市町村圏組合において共同処理する。

22 消防団の取扱い

- (1) 消防団は、合併時に統合再編する。
- (2) 消防団員の報酬、手当、費用弁償等については、合併時までに調整する。

23 行政区の取扱い

- (1) 行政区については、現行のとおりとし、再編の必要な地区にあっては新町において調整する。
- (2) 行政協力員等の制度については、合併時までに調整する。

24 電算システム事業

住民の生活や町政運営に支障のないよう、新町発足時に稼働が必要なシステムの統合を図る。

また、その他のシステムについては、新町において、段階的な統合を進める。

25 各種事務事業の取扱い

25-1 広報広聴関係事業

- (1) 広報紙については、発行日、発行回数及び配付方法等を合併時までに調整し、新町において発行する。
- (2) ホームページについては、2町村の情報を引き継ぎ、新町において新たに開設する。
- (3) 広聴については、活動内容を合併時までに調整し、新町において一層の拡充に努める。

25-2 納税関係事業

- (1) 納税貯蓄組合に対する奨励的補助金は、平成18年度から廃止する。
ただし、組合活動に必要な事務的補助金については、新町において新たな

制度を創設する。

- (2) 納税貯蓄組合連合会については、新町において統合できるよう調整に努める。

25-3 消防防災関係事業

- (1) 防災会議及び水防協議会については、合併時に統合再編し、防災会議とする。
- (2) 地域防災計画及び水防計画については、新町において速やかに策定する。
ただし、情報の伝達方法及び指揮命令系統については、合併時までに調整する。
- (3) 防災行政無線については、新町において整備統合する。

25-4 交通関係事業

- (1) 2町村で行っている生活バス路線維持事業については、現行のとおり新町に引き継ぐ。
- (2) 東日本旅客鉄道株式会社の駅業務に係る受委託については、現行のとおり新町に引き継ぐ。
- (3) 交通指導隊については、合併時に再編する。
- (4) 新町において交通安全対策協議会を設置し、交通安全計画を策定する。

25-5 窓口業務

窓口業務については、住民サービスの向上が図られるよう調整する。

- (1) 夜間、休日等における戸籍謄本等の受領及び埋火葬許可の取扱いについては、現行のとおりとし、新町において業務取扱いの体制を検討する。
- (2) 証明書の交付方法は、合併時に統一し、それぞれの地域で全ての住民を対象とした証明書を発行できるよう調整する。

25-6 保健衛生事業

- (1) 各種検診事業については、対象者、実施方法等を調整し、平成18年度から統一する。
- (2) 人間ドックについては、対象者、実施方法等を調整し、平成18年度から統一する。
- (3) 母子保健事業については、対象者、実施方法等を調整し、平成18年度から統一する。
- (4) 予防接種事業については、実施方法等を調整し、平成18年度から統一する。
- (5) 診療所事業については、現行のとおり新町に引き継ぐ。

25-7 障害者福祉事業

- (1) 重度身体障害者(児)日常生活用具給付事業等については、平成18年度から統一する。
- (2) 障害者住宅整備資金貸付事業については、平成18年度から統一する。
なお、合併の日の属する年度以前の貸付金の償還については、従前の例によるものとする。
- (3) 身体障害者等外出支援事業及び人工透析患者通院補助事業については、平成18年度に再編する。
- (4) 障害者計画については、新町において新たに計画を策定する。

25-8 高齢者福祉事業

- (1) 介護予防・地域支え合い事業については、平成18年度から統一する。
- (2) 日常生活用具給付等事業については、現行のとおりとする。
- (3) 在宅介護支援センターについては、合併時に再編する。
- (4) はり・きゅう施術費援助については、現行のとおりとする。
- (5) 敬老式については、平成18年度から地域の実情を考慮し、新町において調整する。
- (6) 長寿祝事業については、平成18年度から統一する。
- (7) 高齢者住宅整備資金貸付事業については、現行のとおりとする。
なお、合併の日の属する年度以前の貸付金の償還については、従前の例によるものとする。
- (8) 生きがい対応型デイサービス事業については、平成18年度から統一する。
- (9) 老人保健福祉計画については、新町において新たに計画を策定する。

25-9 児童福祉事業

- (1) 一時保育事業については、平成18年度から統一する。
- (2) 障害児保育事業については、現行のとおり新町に引き継ぐ。
- (3) 放課後児童対策事業(児童クラブ事業)については、平成18年度から統一する。
- (4) 保育料については、平成18年度から調整する。
へき地保育所については、新町において調整する。
- (5) 保育料の減免については、平成18年度から統一する。
- (6) 保育所(園)給食については、現行のとおりとする。
- (7) 保育所(園)通園バスの運行については、現行のとおり新町に引き継ぐ。
- (8) 赤ちゃん誕生祝金及び育児助成金については、平成18年度から統一する。

25-10 その他の福祉事業

- (1) 日本赤十字社の事務事業については、平成18年度から統一する。

- (2) 町村有バス等の運行については、新町においても実施するものとし、体制等について合併後に検討する。
- (3) 母子家庭及び寡婦家庭住宅整備資金貸付事業については、平成18年度から統一する。
なお、合併の日の属する年度以前の貸付金の償還については、従前の例によるものとする。

25-11 健康づくり事業

- (1) 健康教育事業については、対象者、実施方法等を調整し、平成18年度から統一する。
- (2) 健康相談・保健指導事業については、開催回数、実施方法等を調整し、平成18年度から統一する。
- (3) 健康づくりの推進機関については、合併後新たに設置する。
- (4) 健康21計画は、新町において新たに策定する。

25-12 ごみ収集運搬業務事業

- (1) 一般廃棄物処理計画及び分別収集計画については、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後に調整する。
- (2) ごみ収集業務、資源ごみ集団回収等については、現行のとおり新町に引き継ぎ、地域の実情を考慮して合併後に調整する。
- (3) 合併前に許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者及び浄化槽清掃業者については、引き続き新町の許可業者として取り扱う。
なお、許可基準については、合併時に統一する。

25-13 環境対策事業

- (1) 地球温暖化対策計画については、新町において新たに策定する。
- (2) ごみ不法投棄防止対策については、新町において調整する。
- (3) 環境審議会については、新町において新たに設置する。

25-14 農林水産関係事業

- (1) 農業関係各種計画については、現行のとおり引き継ぎ、新町において新たに策定する。
- (2) 土地改良事業の事業費負担については、新町において速やかに検討する。
ただし、継続事業については、事業完了まで現行の負担割合とする。
- (3) 地域水田農業ビジョンについては、現行のとおり新町に引き継ぐ。
- (4) 森林整備計画については、現行のとおり引き継ぎ、新町において新たに策定する。

- (5) 森林病虫害防除事業については、現行のとおり引き継ぎ、事業内容を新町において速やかに調整する。
- (6) 有害鳥獣被害対策事業については、現行のとおり引き継ぎ、事業内容を新町において速やかに調整する。
- (7) 漁業振興事業については、現行のとおり引き継ぎ、事業内容を新町において速やかに検討する。

25-15 商工・観光関係事業

- (1) 中小企業に対する融資制度については、合併時に統一する。
なお、合併前に決定を受けた者の貸付及び償還については、従前の例によるものとする。
- (2) 企業誘致に係る奨励措置については、合併時に統一する。
なお、合併前に指定を受けた企業に係る奨励措置については、従前の例によるものとする。
- (3) 観光関連事業については、現行のとおり引き継ぎ、新町において事業内容を速やかに検討する。

25-16 建設関係事業

- (1) 町村道については、現行のとおり新町に引き継ぐ。
- (2) 除雪体制については、現行のとおり新町に引き継ぎ、平成18年度から地域の実情を勘案した新たな除雪計画を策定する。
また、委託単価及び除雪出動基準等については、合併時から統一する。
- (3) 2町村の公営住宅については、次の方針のもと現行のとおり新町に引き継ぐ。
 - ① 新町の公営住宅建設計画については、合併後速やかに新町住宅マスタープラン及び公営住宅ストック総合活用計画を策定する。
 - ② 新町における公営住宅の管理については、合併時まで調整する。

25-17 上・下水道事業

- (1) 簡易水道事業等については、現行のとおり引き継ぎ、新町において水道事業計画を策定する。
- (2) 公共下水道事業、農業集落排水事業、漁業集落排水事業及び浄化槽設置整備事業については、現行のとおり引き継ぎ、新町において下水道事業計画を策定する。
- (3) 合併前に指定を受けた給水装置指定工事事業者及び排水設備指定工事事業者については、引き続き新町の指定工事事業者として取り扱う。

25-18 町立学校の通学区域

新町の町立学校の通学区域については、現行のとおりとし、必要に応じて新町において調整する。

25-19 学校教育事業

- (1) 学校給食事業については、現行のとおりとする。
- (2) 奨学金貸付事業については、平成18年度から統一する。
なお、合併前に決定を受けた者の貸付及び償還については、従前の例によるものとする。
- (3) スクールバスの運行については、現行のとおりとし、地域の実情を考慮しながら新町において調整する。

25-20 文化振興事業

- (1) 芸術文化協会については、新町において統合できるよう調整に努める。
- (2) 文化財保護審議会については、新町において再編する。
- (3) 指定文化財については、現行のとおり新町に引き継ぐ。
- (4) 町村史に関わる資料収集、調査研究及び保存については、新町に引き継ぐ。

25-21 コミュニティ施策

- (1) 地域住民が主体的に実施している地域活動については、新町において引き続き支援する。
- (2) コミュニティ施設等については、有効な活用が図られるよう新町において調整する。

25-22 社会教育事業

- (1) 社会教育振興計画については、新町において新たに社会教育振興中期計画を策定する。
- (2) 社会教育関連施設、スポーツ施設については、現行のとおり新町に引き継ぐ。
- (3) 成人式については、新町において開催方法等調整を行う。
- (4) 公民館事業、スポーツ大会等は、新町において開催方法等必要な調整を行う。
- (5) スポーツ少年団については、合併時に本部を統合し、単位団の活動については、現行のとおりとする。
- (6) 体育協会については、新町において統合できるよう調整に努める。

25-23 社会福祉協議会

社会福祉協議会に係る事業委託及び事業補助については、社会福祉協議会の事情を考慮しながら調整する。

25-24 指定金融機関等

- (1) 新町の指定金融機関は、株式会社秋田銀行とする。
- (2) 収納代理金融機関は、2町村で指定しているすべての金融機関を指定する。
また、他金融機関についても検討する。
- (3) 口座振替制度（実施科目及び振替手数料）は、2町村の規定を基に金融機関等と協議のうえ、合併時までに統一する。

26 新町建設計画

新町建設計画は、別添「新町建設計画」に定めるとおりとする。

調 印 書

八森町及び峰浜村は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第3条第1項の規定に基づく八森町峰浜村合併協議会において、合併に関する協議が整ったので、ここに署名調印する。

平成17年3月23日

八森町長

加藤和夫 

峰浜村長

芥田正嗣 

特 別 立 会 人

秋田県知事

寺田典城

立 会 人

合併協議会委員

佐藤 忠

合併協議会委員

下山義昭

合併協議会委員

佐藤克實

合併協議会委員

須藤 心人

合併協議会委員

菊地 薫

合併協議会委員

松岡清悦

合併協議会委員

福司憲友

合併協議会委員

松本 勇

合併協議会委員

田村 一

立 会 人

合併協議会委員

阿部栄悦

合併協議会委員

森田正高

合併協議会委員

大藤哲弥

合併協議会委員

丸山徹子

合併協議会委員

加賀谷博義

合併協議会委員

今井正巳

合併協議会委員

佐々木美知子

合併協議会委員

伊勢 知